

## 審議会等の議事の要旨（要点）

（基本情報）

|         |  |
|---------|--|
| 会議名称    | 立川市環境審議会   |
| 開催日時    | 令和2年1月20日（月曜日）14時～16時15分   |
| 開催場所    | 立川市役所本庁舎2階210会議室   |
| 次第      | 1. 立川市第2次環境基本計画の中間見直しについて<br>2. 立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直し<br>3. 答申（案）について  |
| 配布資料    | （事前配布）<br>資料1. 立川市第2次環境基本計画中間見直し版<br>資料2. 立川市第2次環境基本計画アクションプラン見直し一覧表<br>資料3. 立川市第2次環境基本計画環境指標一覧 新旧対照表<br>資料4. 第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）<br>資料5. 資料編<br>修正資料.P35（2）再生可能エネルギー等の導入推進<br>（当日配布）<br>資料6. 答申書（案）                        |
| 出席者     | [委員]<br>会長 原 剛、和田 信行、八木 和夫、齋藤 孚彦、村田 佳壽子、<br>甲野 毅、山下 英俊、中島 孝昌、中村 裕、宗野 喜志、吉岡 正司、<br>田中 準也(敬称略)<br>[事務局]<br>小宮山 克仁（環境下水道部長）、横塚 浩一（環境対策課長）、<br>八谷 俊太郎（環境推進係長）、柚木 正史（環境指導係長）、<br>桜井 優（温暖化対策係長）、山口 文寿（環境推進係）                           |
| 公開及び非公開 | 公開   |
| 傍聴者数    | 1人   |
| 会議結果    | 1. 立川市第2次環境基本計画中間見直しについて<br>・主に前回の審議会でご意見をいただいた地球温暖化の防止に関連するアクションプランの修正について意見をいただいた。<br>2. 立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直しについて<br>・目標達成のための取組について質疑応答が行われた。<br>3. 答申書（案）について<br>・最終答申については、今回の審議会の意見を反映させ会長、副会長と事務局で取りまとめることで審議会として了承。 |
| 担当      | 環境下水道部環境対策課環境推進係<br>電話 042-528-4341  |

## 第11期 第8回立川市環境審議会 会議録

開催日時 令和2年1月20日(月曜日) 14時～16時15分

開催場所 立川市役所本庁舎210会議室

出席者〔委員〕会長 原 剛、和田 信行、八木 和夫、齋藤 孚彦、村田 佳壽子、  
甲野 毅、山下 英俊、中島 孝昌、中村 裕、宗野 喜志、吉岡 正司、  
田中 準也(敬称略)

〔事務局〕小宮山 克仁(環境下水道部長)、横塚 浩一(環境対策課長)、  
八谷 俊太郎(環境推進係長)、柚木 正史(環境指導係長)、  
桜井 優(温暖化対策係長)、山口 文寿(環境推進係)

### 1. 立川市第2次環境基本計画の中間見直しについて

事務局より中間見直しについて説明を行った後、各委員より意見をいただいた。

#### ○委員意見

- ・地球温暖化防止の市のアクションプランの語尾の多くが「～を検討します」になっている。「取り組みます」に変更したほうが良い。
- ・現在の状況を鑑みると取り組みますに変更することに賛成。
- ・補助を行うなどの予算が関係するもの以外は、取り組むで良いのでは？
- ・取組指標があり、目標が未達成になることの心配があるならば、指標を設定していない定性的なアクションプランを取り組みますの文言に変更するのがよい。  
⇒審議会の意見を最優先し環境保全推進本部にも説明していきたい。(事務局)
- ・市民、事業者のアクションプランの語尾が「～努めます」になっている。市が市民や事業者にとってほしいことを働きかけるような文言で記載すべきではないか？
- ・市民が自発的にどう行動するかが問われているので、努めますという市民の宣言で問題ない。
- ・市民の自由意思があるから、努めますという表現には抵抗がある。
- ・温暖化は非常事態であり、市民一人ひとりがもっと取り組む必要をアピールする必要がある。
- ・努めますという表現には、やはり違和感がある。
- ・他の委員で同様に違和感を持つ方がいなければ、国が法律で決めた内容を書いている部分が多いので、現在の案のとおりで確定する。
- ・市民、事業者の協力が必要であれば、協力が必要ということを明記すればよい。  
⇒市民、事業者の協力が必要であることを第4章の最初の文面を変更して、加えたい。(事務局)
- ・新清掃工場の建設に関して、排熱の電気や給湯への有効活用などを是非記載していただきたい。  
⇒新清掃工場の建設計画で決定している機能について記載を検討する。(事務局)

- ・森林環境税と森林環境譲与税の違いはなにか？

⇒徴収するときは森林環境税、国から都道府県、市町村に配分されるときには、森林環境譲与税になる。使途としては、施設の木質化等のハード面と森林の役割のアピール等のソフト面が考えられる。(事務局)

- ・水源の環境保全の観点から森林環境税は始まっている。二酸化炭素吸収源の確保の項目に記載されているが、水と緑の項目に入るのでは？ソフト面での活用も考えてほしい。
- ・横浜市は水源になっている道志川にそそぐ清流水を「はまっ子どうし」の名称で製造販売している。一般商品などで啓発できれば良い。
- ・森林の公益的機能を立川市民にアピールできる良い。
- ・低炭素まちづくりの推進となっているが、脱炭素にしてはどうか。
- ・脱炭素といった場合、原発しかない。バイオマスなど再生可能エネルギーにしても炭素はでる。出来るかどうかを考えれば、不可能である。
- ・原発ではなく、再生可能エネルギーによって高い目標を掲げる必要がある。
- ・どちらの意見も正しい。今後5年間の計画の答申であることを考える必要がある。
- ・脱炭素を目指すことを検討するでもよいので、脱炭素の言葉は入れたい。
- ・温暖化対策を行う上では、現在のライフスタイルを今後どうするかを考えなければいけない。脱炭素を入れる方向で検討してもらいたい。

## 2. 立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直しについて

事務局より、立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直しについて説明を行った後、各委員より意見をいただいた。

### ○委員意見

- ・目標の達成は難しいのでは？  
⇒国の目標に合わせて設定している。施設の再編、改修時の省エネルギー、再生可能エネルギー等設備導入、排出係数の少ない電力の購入等で可能と考えている。(事務局)
- ・最初の数年は可能であろうが、長期的には現在の取組だけでは難しくなることが予想される。

## 3. 答申（案）について

- ・本日の意見を取り入れ、表現の問題等もふまえ事務局で答申案を作成し、会長、副会長が確認したうえで、会長が代表して答申を行う。

以上